

10年保存

地発0929第2号  
基発0929第3号  
職発0929第1号  
能発0929第1号  
雇児発0929第1号  
平成27年9月29日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省職業安定局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省職業能力開発局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
( 公 印 省 略 )

「都道府県労働局等における専門官職の所掌事務等に関する準則」の一部改正について

標記について、平成13年1月6日付け地発第9号、基発第3-2号、職発第11号、雇児発第4号により「都道府県労働局等における専門官職の所掌事務等に関する準則」（以下「準則」という。）を通知しているところであるが、今般、労働基準関係、職業安定関係及び雇用均等関係の専門官職に関し、別添のとおり準則を改正し、平成27年10月1日から適用することとするので参考とされたい。

(別添)

都道府県労働局等における専門官職の所掌事務等に関する準則新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第1章 総務関係 (略)</p> <p>第2章 労働保険徴収関係 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(徴収専門官)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特別徴収専門官及び地方徴収専門官は、職務の級が3級以上である者のうちから、局長が任命する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第3章 労働基準関係 (略)</p> <p>第7条～第20条 (略)</p> <p><u>(特別労災認定指導官)</u></p> <p><u>第21条 脳血管疾患及び虚血性心疾患に係る事案その他の複雑困難な事案に関する補償業務の処理の迅速適正化を図るため、局に特別労災認定指導官(以下この条において「指導官」という。)を置く。</u></p> <p><u>2 指導官は、職務の級が4級以上である者のうちから、局長が任命する。</u></p> <p><u>3 指導官は、上司の命を受けて、次の事務を行う。</u></p> <p><u>(1) 脳血管疾患及び虚血性心疾患に係る事案その他の複雑困難な事案に関する認定のために必要な事項についての調査その他の事務を行う署の職員の指導に関すること。</u></p> <p><u>(2) 脳血管疾患及び虚血性心疾患に係る事案その他の複雑困難な事案に関する認定のために必要な事項についての調査そ</u></p>	<p>第1章 総務関係 (略)</p> <p>第2章 労働保険徴収関係 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(徴収専門官)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特別徴収専門官は、<u>職務の級が4級以上である者のうちから、</u>地方徴収専門官は、職務の級が3級以上である者のうちから、局長が任命する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第3章 労働基準関係 (略)</p> <p>第7条～第20条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

の他の事務に関すること。

4 この条に定めるもののほか、指導官に  
関し必要な事項は、地方課長及び労働基  
準局長が定める。

第22条～第28条（略）

第4章 職業安定関係（略）

（地方職業安定監察官）

第29条（略）

2～5（略）

（削除）

6～8（略）

第30条～第34条（略）

（雇用指導官）

第35条（略）

2～4（略）

5（略）

（削除）

(1) ～ (13)（略）

第21条～第27条（略）

第4章 職業安定関係（略）

（地方職業安定監察官）

第28条（略）

2～5（略）

6 監察官は、失業対策諸事業の事業主体  
について次の各号に掲げる事項に関し、監  
査を行う。

(1) 失業対策諸事業に要する経費の予算  
、決算及び会計に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、失業対策  
諸事業の実施及び運営に関すること。

7 監察官は、失業対策諸事業を監察する  
ため必要な限度において、当該局の管内の  
所における公共事業に関する業務について  
監察する。

8 監察官は、失業対策諸事業を監察する  
ため必要な限度において、公共事業の事業  
主体又は施行主体において、当該公共事業  
における失業者の吸収状況に関し、監査を  
行う。

9～11（略）

第29条～第33条（略）

（雇用指導官）

第34条（略）

2～4（略）

5（略）

(1) 雇用対策法（昭和41年法律132号。  
以下「雇対法」という。）第7条の青少  
年の雇用機会の確保等に関する事業主に  
対する指導及び助言に関すること。

(2) ～ (14)（略）

(14) 青少年の雇用の促進等に関する法律  
(昭和45年法律第98号。以下「青少年雇用  
促進法」という。) 第21条の事業主等に対  
する助言その他の援助に関すること。

(新設)

(15) 青少年雇用促進法第22条の事業主等  
に対する指導及び助言等に関すること。

(新設)

(16) ～ (26) (略)

(15) ～ (25) (略)

6 ～ 7 (略)

6 ～ 7 (略)

第36条～第45条(略)

第35条～第44条(略)

(雇用保険適用専門官)

(雇用保険適用専門官)

第46条(略)

第45条(略)

2 専門官は、職務の級が3級以上である  
者のうちから、局長が任命する。

2 専門官は、職務の級が2級以上である  
者のうちから、局長が任命する。

3 (略)

3 (略)

(福祉労働対策担当官)

(新設)

第47条 福祉分野における人材確保業務  
の円滑かつ適正な運営を図るため、局に  
福祉労働対策担当官(以下この条におい  
て「担当官」という。)を置く。

2 担当官は、職務の級が3級以上である  
者のうちから、局長が任命する。

3 担当官は、上司の命を受けて、次の各  
号に定める事務を行う。

(1) 福祉分野における人材確保業務につ  
いての所の関係職員に対する指導に関す  
ること。

(2) 福祉分野における人材確保業務の実  
施状況についての把握及び分析に関する  
こと。

(3) 福祉分野における人材確保業務につ  
いての関係行政機関、関係機関等との連  
携体制の構築に 関すること。

(4) 前3号に関する業務の企画運営に関  
すること。

4 この条に定めるもののほか、担当官に関し必要な事項は、地方課長及び職業安定局長が定める。

(地方人材育成対策担当官)

第48条 地域における職業能力開発施策の推進を図るため、局に地方人材育成対策担当官（以下この条において「担当官」という。）を置く。

2 担当官は、職務の級が3級以上である者のうちから、局長が任命する。

3 担当官は、上司の命を受けて、次の各号に定める事務を行う。

(1) 公共職業訓練に関すること。

(2) 技能検定に関すること。

(3) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第4条第2項に規定する事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自発的な職業能力の開発及び向上に関すること（他省の所掌に属する者を除く。）。

(4) 勤労青少年の福祉の増進に関すること。

4 この条に定めるもののほか、担当官に関し必要な事項は、地方課長、職業安定局長及び職業能力開発局長が定める。

## 第5章 雇用均等関係

(雇用均等行政紛争調整官)

第49条（略）

(地方女性活躍指導官)

第50条 女性の職業生活における活躍の推進に関する業務の円滑かつ適正な運営を図るため、局に地方女性活躍指導官（以下この条において「指導官」という。）を置く。

2 指導官は、職務の級が4級以上である者のうちから、大臣が任命する。

3 指導官は、上司の命を受けて、女性の職業生活における活躍の推進に関する専

(新設)

## 第5章 雇用均等関係

(雇用均等行政紛争調整官)

第46条（略）

(新設)

門的及び技術的な事項に関する事務を行  
う。

4 この条に定めるもののほか、指導官に  
関し必要な事項は地方課長及び雇用均等  
・児童家庭局長が定める。

第51条～第53条（略）

第47条～第49条（略）